

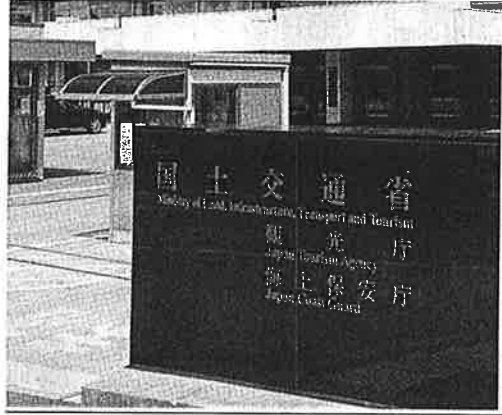
処分日数引き上げ

国交省は17日、自動車運送事業の「安全管理体制の強化」と「効果的・効果的な監査、実効性のある処分の実施」について発表した。改正通達により10月1日から悪質な事業者に対しては「集中的な監査」を行うほか、11月1日から行政処分をさらに厳格化。現在、運行管理者、整備管理者の未選任などは40日車の車両停止処分だが、改正では即「30日間の事業停止」となり、「安全」にかかわる事項で軒並み処分日数を引き上げる。同省では「新たな監査、処分の実施で『同じ土俵』を求める多くの真面目な事業者の声にこたえていく」としている。

昨年、関越線で発生した高速アーバス事故を受け、今年4月に策定した「高速・貸切バスの安全・安心回復プラン」に基づき、10月1日から、バス事業者に対して「安全管理体制の強化」を図る。同時にトラック、バス、タクシー事業者に「効果的・効果的な監査、実効性のある処分」を行うことになった。

悪質事業者は10月から集中的な監査

判から「悪質・重大な場合は『許可取り消し』」の処分を厳格化。11月1日から施行される。また「運行記録簿」の改訂も含まれ、記録簿の改訂となる。具体的には「運行管理者」「整備管理者」「運行管理者」の未選任（現行「交代運転者の配置違反」「日雇い運転者の選任等」などの初行は点呼未実施率50%以上で40日車）、「監査拒否・虚偽の陳述」（現行60日車）、「名義貸し、事業の貸し渡し」（現行60日車×違反車両数）、「乗務時間の基準に著しく違反」（現行120日車）、「全車両の定期点検整備が未実施」（現行20日車×違反車両数）など改正通達では、発覚したら即「30日間の事業停止」となる。



30日間停止は来年から適用
事業停止後も引き続き法定違反の改善がな

監査から処分まで日数短縮

処分日数の算定は、これまで最も大きい違反の基準日車に、その他の違反の基準日車の2分の1を加えて換算していたが、2分の1をやめ、基準日車をそのまま加算する。このため、現行よりも車両停止処分の日車数は長くなるが、その代わりに初違反の3倍から2倍に引き下げることで、「トータルで極端に処分が大きくなりすぎない」としている。

は周知徹底期間を設け、平成26年1月1日返納命令も厳格化。返納命令の適用事項を政指で留める。

名義貸しの禁止、を明示するなど厳しく対応する。軽微な法令違反の対象を拡大する一方で「記録の記載不備（現行初違反で10日車）などは違反件数の多寡によらず文書警告（行政指導）に留める。

「運行管理者資格者」など違反件数の多寡によらず文書警告（行政指導）に留める。

「速報に該当しない」が悪質」な案件については、適正化実施機関と運輸支局で行う定期会議で話し合わせ、監査対象とするか否かが決められる。これまでに1、2回開催されているが、関係がない話であり、取り組んでいる事業者は「必要はない」と話している。

今回の速報制度について東ト協は「適正化実施機関で『コンプライアンスを守る』と日々努力している事業者には全く関係がない話であり、取り組んでいる事業者は必要はない」と話している。

（土居忠幸・半田桃子）